

「将来ビジョン・大阪」に掲げられた「職業教育ナンバー1」に係る事業に関する後援名義使用承認基準について

後援名義使用承認基準（私学課）の但し書きによる「将来ビジョン・大阪」（平成20年12月24日策定）に掲げられた「職業教育ナンバー1」に係る事業に関する大阪府の後援名義使用承認基準については、下記によるものとする。

記

1 事業内容

「将来ビジョン・大阪」（平成20年12月24日策定）に掲げられた「職業教育ナンバー1」を実現するため、下記の基準を充たすものに後援名義の承認を行う。

- ① 私学課及び一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会等で作成する「おおさか職業教育ナンバー1戦略」の方策に沿った事業であること。
- ② 一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会が後援名義を承認しているものであること。
- ③ 政治的又は宗教的な普及・宣伝に利用されていると受け取られる可能性が预见できるものでないこと。
- ④ 原則として大阪府内で開催され、参加対象者又は事業の効果が広範にわたること。
- ⑤ 原則として府民が自由に参加できる事業であること。
- ⑥ 営利目的でないこと。
- ⑦ 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
- ⑧ その他、後援名義の使用承認を行うことが、府政の運営上不適当と認められるものがないこと。

2 その他

後援名義使用承認基準（私学課）（1(2)を除く。）の基準を適用する。

附則 この基準は、平成28年4月28日から施行する。